

	2019年 1月5日 第802号	JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_kansai/ 発行責任者 畑野 浩孝 編集責任者 島津 力
---	------------------------	---

関西支社長とユニオン関西地本委員長に伺います。

現在、私たちが強要されている一方的な休日出勤は、貴殿が締結した

36条協定のどの項に基づいて行われているんですか？

貴殿が締結した「労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する協定」にはこう書かれています。

第2条 次の場合に時間外労働及び休日労働をさせることができる。

- (1) 給与・人事に関する事項、予算・決算に関する事項及びその他の事項で事務処理上、時間内でその処理が出来ないとき
- (2) 要員運用上人員の繰合わせの必要があるとき
- (3) 打合せ会、説明会及び講演会等を行う必要があるとき
- (4) 業務の性質上、時間外及び休日にわたり処理する必要があるとき
- (5) 災害その他により事故が発生したとき、もしくは、災害の発生が予想される場合において、警戒を要するとき
- (6) 列車が遅延したとき
- (7) 列車の臨時増発等臨時的業務の処理をする必要があるとき
- (8) 納期・工期が逼迫し時間外及び休日にわたり処理をする必要があるとき
- (9) 前各号に準ずる事態があるとき

協定のどこにも当てはまるところがありません！ どういうことなのでしょう？

今回の休日出勤の理由は、誰もが認めるとおり要員が不足しているからです！

現場の管理者に聞いても誰もハッキリ答えてくれません。

「言質をとられて、裁判に活用でもされたら堪らない」とでも思っているのでしょうか？

松寄関西支社長そして丸山委員長！？ しっかり説明して下さい！！

私たちは忘れません。2018年9月13日に関西支社が突然の休日出勤の「お知らせ」を行った当日に36協定を締結したのは貴方たちです。

いったい何に基づいて休日出勤を強要しているんですか！？